

令和8年度 隠岐の島町タクシー利用助成事業について

本事業は、高齢者及び障がい者等が、タクシーを利用する場合において、その料金の一部を助成することにより、生活圏の拡大と社会参加の促進及び、経済的負担の軽減を図り、福祉の増進に寄与することを目的として実施しています。

【助成対象者】 次の(1)～(4)のすべてに該当する方が対象となります。

- (1) 隠岐の島町内に住所があり、在宅で生活する方で、運転免許を保有していない方
- (2) 本人及び同居する世帯全員の、当該年度の住民税が非課税の方
(※4月～5月に申請する場合は、前年度の課税状況で判定します。)
- (3) 本人及び同居する世帯全員が、隠岐の島町の町税等の滞納がない方
- (4) 次のア～カまでの、いずれか一つに該当する方
 - ア. 70歳以上の方
 - イ. 要介護1以上の認定を受けている方
 - ウ. 身体障がい者手帳1・2級の交付を受けている方
 - エ. 療育手帳Aの交付を受けている方
 - オ. 精神障がい者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
 - カ. 日常的に車いすリフト付き車両及び、ストレッチャー付き車両を利用する必要がある方



【助成内容】

助成券は、対象者の居住地から主要な目的地（隠岐病院）までの距離、料金等を勘案し、以下の表1に掲げる助成券を1世帯1年度につき、申請月に応じ、表2の枚数を限度として交付します。

※令和8年度より助成額の見直しを行いました。

区分ア（最大18,000円 → 15,000円）区分イ（最大36,000円 → 30,000円）

表1

区分	助成対象者の居住地名	助成額と交付枚数
ア	城北町・有木・平・池田・栄町・中町・西町・港町・東町 下西・西田・原田・上西・東郷・飯田・岬町・今津・加茂 犬来・釜・都万(歌木のみ)	300円×50枚 (最大15,000円)
イ	大久・那久路・小路・郡・山田・苗代田・南方・北方・代 久見・伊後向ヶ丘・中村・元屋・湊・西村・伊後・布施・卯敷・飯美・蛸木・津戸・都万・那久・油井・蔵田	600円×50枚 (最大30,000円)

表2

申請月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
交付枚数	50枚						25枚					

※50枚の交付を希望する場合は、令和8年9月30日までに申請手続きをお願いします。

【申請の方法】

●タクシー利用助成券交付申請書に必要な事項をご記入の上、役場保健福祉課、各支所、中出張所までご提出ください。申請書は各受付窓口に置いてあります。（申請書の郵送を希望される場合は、ご連絡ください。）また、隠岐の島町ホームページからもダウンロードできます。

申請受付期間 **令和8年3月30日** から

【タクシー利用助成券の交付】

申請内容を審査の上、助成対象の可否を決定し、後日「タクシー利用助成券」を郵送します。

有効期限：令和8年度の年度末日（**令和9年3月31日**）まで

【利用方法】

●利用者はタクシー降車時に「タクシー利用助成券」を渡し、助成額を控除した金額で料金を精算してください。

※令和8年度から「助成対象者証」は廃止しましたので、乗車時の提示は不要です。

- 利用者1人につき、1回の乗車で乗車料金を超えない範囲で何枚でも使用できます。
- 「タクシー利用助成券」を交付された方との相乗りは、付き添い乗車としてなら可能です。
- デマンドタクシーも利用できます。（事前要予約）

【留意事項】

- 「タクシー利用助成券」の有効期限は、「タクシー利用助成券」に記載した期間とし、期間以外は使用できません。
- 「タクシー利用助成券」の貸与・譲渡は禁止します。
- 「タクシー利用助成券」の紛失、汚損等による再交付はできません。



【利用できるタクシー事業所】

みなとタクシー	☎ 2 - 2 2 2 2	島 タ ク シ ー	☎ 2 - 1 2 3 4
西郷タクシー	☎ 2 - 1 3 9 0	おき観光タクシー	☎ 2 - 8 0 2 0
吉田タクシー	☎ 2 - 1 2 3 0	中村タクシー	☎ 4 - 0 2 1 6
五箇タクシー	☎ 5 - 2 0 5 2	都万タクシー	☎ 6 - 2 0 1 8
福祉タクシーさかえ	☎ 5 - 3 0 9 9	ふれあい五箇	☎ 5 - 3 5 4 1

— お問い合わせ先 —

〒685-8585 隠岐の島町下西78番地2
隠岐の島町役場 保健福祉課 高齢者福祉係
電話 2-4500 FAX 2-6630